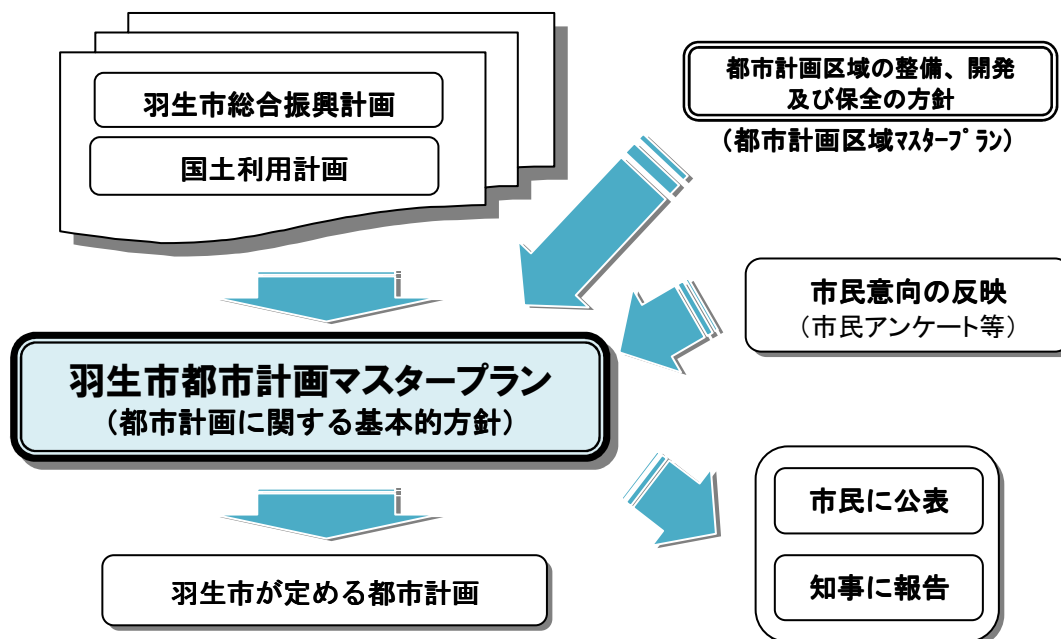


I. 都市計画マスタープランとは

【位置づけと策定の目的】

都市計画マスタープランは、平成4年改正の都市計画法第18条の2に示される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を指すものであり、羽生市が策定する「総合振興計画」並びに埼玉県が策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の内容に即して定められます。

羽生市都市計画マスタープランは、羽生市の現在の状況やまちづくりの課題、市民意向などを踏まえて、都市及び地域の将来のあるべき姿を示すとともに、その実現に向けて都市づくりや地域づくりの基本的な方針を示すことを目的としたプランで、目標年次を平成44年とします。



【構成】

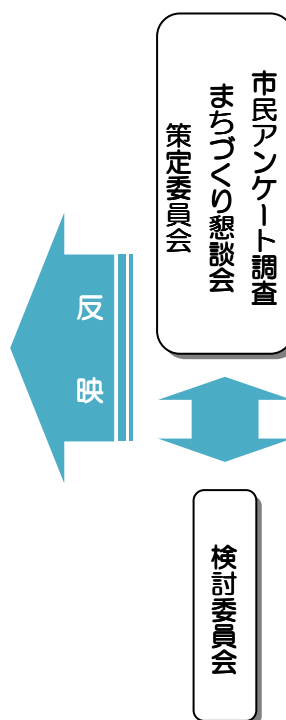
I. 都市計画マスタープランとは
・都市計画マスタープランの策定の目的
・計画の位置づけ・構成

II. 計画の前提
・都市の現況
・時代の潮流
・市民意向のまとめ
・都市づくりの主要課題

III. 全体構想
・都市づくりの目標
・都市整備の方針

IV. 地域別構想
・地域の設定
・地域別構想

V. 計画推進方策
・羽生市まちづくり自治基本条例
・まちづくり推進体制の構築
・各種都市計画制度の活用
・都市計画マスタープランの進行管理



Ⅱ. 計画の前提

【都市の現況】

- ・ 埼玉県の北東部に位置し、都心から 60km、さいたま市（浦和区）から 40km の距離にある。
- ・ 羽生市の人口（平成 24 年 3 月 31 日現在）は 56,594 人と、近年減少傾向にある。高齢化率（平成 24 年 1 月 1 日現在）は 22.6%と、県平均の 20.6%に比べ高い。
- ・ 市街化区域は市全体の 13.7%を占め、大部分が住居系土地利用となっている。市街化調整区域にはまとまった農地が広がっている。
- ・ 土地区画整理事業により計画的に市街地整備が進められてきた一方で、都市基盤が整備されていない地区も多く残っている。
- ・ 都市計画道路の整備率（平成 25 年 3 月 31 日現在）は 66.3%である。
- ・ 都市公園は市内に 39 箇所 79.06ha（平成 24 年 3 月 31 日現在）あり、一人当たりの公園面積は 13.97 m²となっている。
- ・ 平成 19 年 11 月には、川崎産業団地内に大規模商業施設が立地している。

【時代の潮流】

- 人口構造の変化 ●社会のグローバル化とローカル化 ●高度情報ネットワーク社会の到来
- 価値観やライフスタイルの変化 ●環境問題への対応の必要性の高まり
- 地域の自発的取り組みの進展 ●安全・安心社会の構築への要請

【市民意向のまとめ】

●市民アンケート調査の概要

- ・ 今後の住環境のあり方としては、良好な住環境の維持に向けて、景観づくりや建築基準などのルール作りを望む意向が多くあげられている。一方で中央地域では、住環境の改善に取り組むべきといった意向が他地域と比べて多くなっている。
- ・ 「働く場所を確保するため、新たに企業を誘致し工業系土地利用の拡大を進める」といった意向が多くあげられている。
- ・ 災害に強いまちづくりに向けては「避難場所の整備・周知」や「緊急自動車等の通行が困難な狭い道の拡幅」を望む意向が多い。
- ・ 今後の道路整備としては「通学路など生活に身近な道路の整備」を望む意向が多い。

●まちづくり懇談会の概要

- 《懇談会であげられた主な重点的取り組み》
- ・ 羽生駅東口駅前整備と合わせた中心市街地活性化
 - ・ ゲリラ豪雨などに対応した水害対策
 - ・ 公園などコミュニティスペースの確保
 - ・ 公共交通機関の再構築等、駅周辺に人が集まりやすい体制づくり
 - ・ 地域資源の活用による産業の活性化
 - ・ 財源確保を視野に入れた企業誘致の推進
 - ・ 幹線道路の整備促進と沿道の有効利用
 - ・ 通学路など生活道路の安全確保
 - ・ 民間活力の利用
 - ・ 地域内に広がる農地や屋敷林等の緑の保全

【都市づくりの主要課題】

1) 都市構造構築に係る課題

- ①今後の人口動向を踏まえるとともに、効率的な都市運営の観点から都市構造を構築する必要がある。
- ②市の玄関口としての拠点整備や、観光機能の強化に資するような拠点形成が必要である。
- ③都心部へのアクセス性を強め、市のポテンシャルを高めるような広域交流軸の形成が必要である。

2) 土地利用・市街地開発事業等に係る課題

- ①市街化区域内の面的整備未実施エリアにおいては、道路・公園等の整備や建物の不燃化促進等により、安全性の高い市街地形成を図る必要がある。
- ②市街地開発事業により整備された良好な市街地については、その環境を持続的なものとしていく必要がある。
- ③事業進捗が当初予定よりも遅れている岩瀬土地区画整理事業は、早期に魅力ある住環境を形成する必要がある。
- ④羽生駅及び市民プラザ周辺の商業地については、高齢者をはじめ多くの人々が利用しやすい環境整備を図る必要がある。
- ⑤就業の場の確保や都市の活力向上に資するよう、企業誘致の受け皿となる工業系・流通系土地利用の促進を図る必要がある。
- ⑥住工混在地域については、住環境、操業環境の両面から将来的な土地利用のあり方を検討する必要がある。
- ⑦多面的な機能を担う農地・水路等については、適切な維持・管理により、良好な状態を保つ必要がある。

3) 都市施設整備等に係る課題

- ①地域内の連携を強化する幹線道路の整備が必要である。
- ②危険な生活道路の解消が必要である。
- ③中心市街地での回遊性を高めるような歩行者・自転車の通行環境整備が必要である。
- ④河川や水路などの水質改善及び集中豪雨による浸水被害への対策が必要である。
- ⑤地域交流、災害時の一次避難の場となるような空間創出が必要である。
- ⑥豊富な水資源を生かした親水空間の形成が必要である。
- ⑦住民が愛着を持って住み続けられるよう、良好な市街地景観の形成が必要である。
- ⑧地球環境に配慮した環境に優しいまちづくりを進める必要がある。

1) 都市構造構築に係る対応策

- ①既存の都市機能を活かしたコンパクトな市街地形成を図る。(工業系・流通系土地利用以外での市街化区域拡大は行わない)
- ②羽生駅周辺整備等により駅周辺の拠点形成を進めるとともに、自然を活かした観光拠点形成を促進する。
- ③鉄道輸送力の増強や未整備都市計画道路の整備を促進し、広域交流軸の充実を図る。

2) 土地利用・市街地開発事業等に係る対応策

- ①防災上危険な住宅密集地域においては、住民が主体となったまちづくりのルール等により、安全性の高い市街地形成を誘導する。
- ②住民が主体となったまちづくりのルールにより、良好な環境の維持を図る。
- ③進行中の岩瀬土地区画整理事業の早期完了を目指す。
- ④羽生駅及び市民プラザ周辺の商業地については、商店街の活性化を促進するとともに、施設整備にあたってのバリアフリー化、土地利用の複合化等により、市民が身近に利用できる商業地を形成する。
- ⑤優良農地の確保を図りつつ、交通条件、周辺環境、地元合意形成等の諸条件をもとに工業・流通適地を選定し、企業誘致に向けた環境整備に努める。
- ⑥住工の混在状況に応じて、住工共存もしくは土地利用の純化といった適切な土地利用を誘導する。
- ⑦農業生産の場としての農地保全を図るとともに、農地を地域全体で守るための仕組みづくりに努める。

3) 都市施設整備等に係る対応策

- ①道路の機能分担を明確にした上で、ラダー型ネットワークを基本として、未整備の都市計画道路・幹線市道の早期整備に努める。
- ②日常生活や災害時の避難路等市民生活を支える生活道路は、安全性・利便性の向上に努める。
- ③中心市街地では効果的な歩行者・自転車ネットワークを検討するとともに、ネットワーク上の通行空間整備に努める。
- ④公共下水道整備を促進し、中川や利根川の治水対策を進めるとともに、内水害対策に取り組む。
- ⑤計画的な公園の整備、オープンスペースの確保に努める。
- ⑥河川整備と合わせた遊歩道の整備など、親水空間の確保に努める。
- ⑦住民が主体となったまちづくりのルール等により、周辺環境と調和した良好な景観形成を図る。
- ⑧都市基盤整備等と合わせた未利用・再生可能エネルギーの活用など、低炭素型まちづくりに努める。

Ⅲ. 全体構想

【都市づくりの将来都市像・目標】

＜都市づくりの将来都市像＞

「魅力と活力にあふれ 安全で暮らしやすいまち 羽生」



＜都市づくりの目標＞

1. 暮らしやすく、住み続けたいまち
2. にぎわいと活力に満ちたまち
3. 自然や歴史を活かした魅力あるまち
4. 災害に強い安全なまち
5. 市民が主役のまち



＜都市整備の方針＞

1. 土地利用の方針
2. 都市施設整備等の方針

【人口フレーム】

本市の人口は減少傾向にあるものの、住環境の整備や中心市街地の活性化、企業誘致、魅力あるまちづくりなど積極的な人口誘導策の推進により、総合振興計画の将来人口（平成 39（2027）年度）54,500 人をベースとし、20 年後（平成 44（2032）年度）の将来人口を約 54,000 人と設定します。

【将来都市構造】

人口減少・少子高齢化の傾向にある中で、本市の将来都市構造の検討にあたっては、日常生活圏が小さく、かつエネルギー効率がよい「コンパクトシティ」の考え方にに基づきます。

居住や産業活動などは既存の市街化区域において秩序ある土地利用を促進し、市街化調整区域においては豊かな自然的環境の保全を図ります。

また、活力を生み出す工業、商業、農業などの産業活動については、各拠点を中心としたより一層の機能集積により地域経済の活性化を図ります。

●拠点

工業、商業、農業などの様々な活動や人が集まり、その機能の充実や維持により活性化を図ろうとする場所を拠点とします。

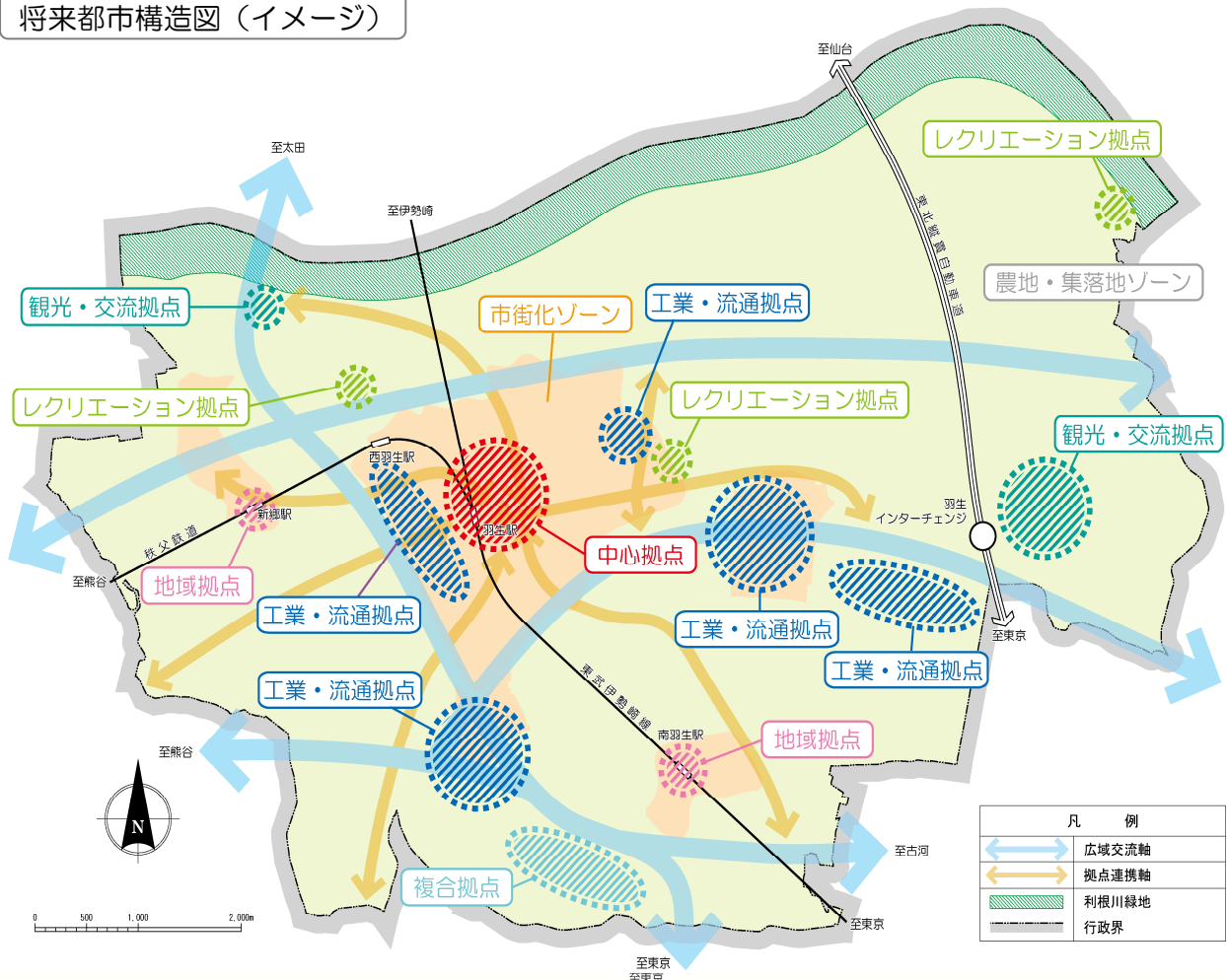
●軸

周辺都市や中心拠点と市内の各拠点を結び、人・物の交流を促進するための主要な道路を軸とします。

●ゾーン

市街化区域における秩序ある土地利用の促進や、市街化調整区域での豊かな自然的環境の保全といった、土地利用の基本的な方向を示す面的なエリアをゾーンとします。

将来都市構造図（イメージ）



IV. 地域別構想

中央地域

『羽生の中心として多様な都市機能が集積したにぎわいあるまち』

中央地域の目標

◆多様な都市機能を支えるまち

幹線道路などの整備やまちなか居住の促進、商業・文化・子育て支援施設などの生活サービス施設の誘導

◆暮らしやすい魅力的なまち

住環境の改善、向上

◆にぎわいあるまち

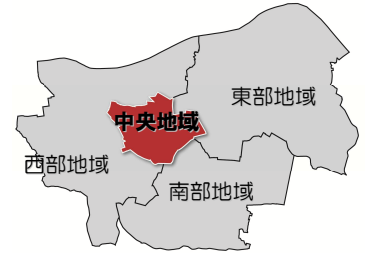
特産品や観光資源等の情報発信の場の充実、イベントの活用

◆訪れやすいまち

駐車場の確保、歩道や散策路の充実

◆豊かな地域資源を活かしたまち

市民プラザ、葛西遊歩道の桜並木、大天白公園の藤など



西部地域の目標

◆新たな住環境を備えるまち

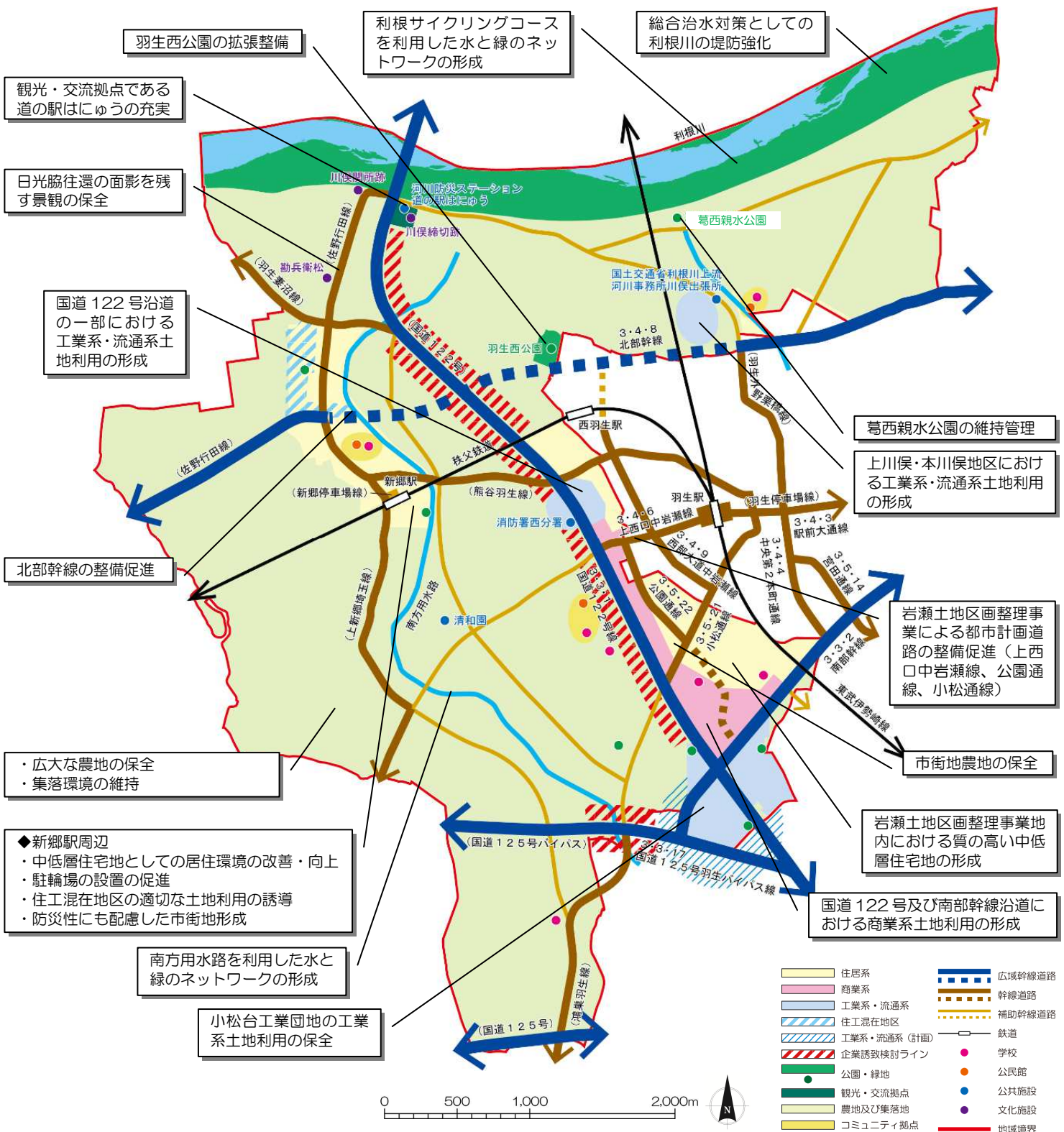
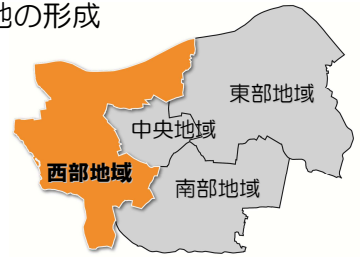
岩瀬地区の土地区画整理事業の推進と地区計画等の活用による魅力的な住宅地の形成

◆広域交通を活かした魅力あるまち

岩瀬土地区画整理事業地内の国道 122 号等沿道における商業・工業・流通施設の誘導、及び道の駅はにゅうにおける観光・交流機能の充実

◆豊かな地域資源を活かしたまち

利根川、農地、屋敷林、川俣関所跡、川俣締切跡、勘兵衛松など



南部地域の目標

◆広域交通を活かした活力あるまち

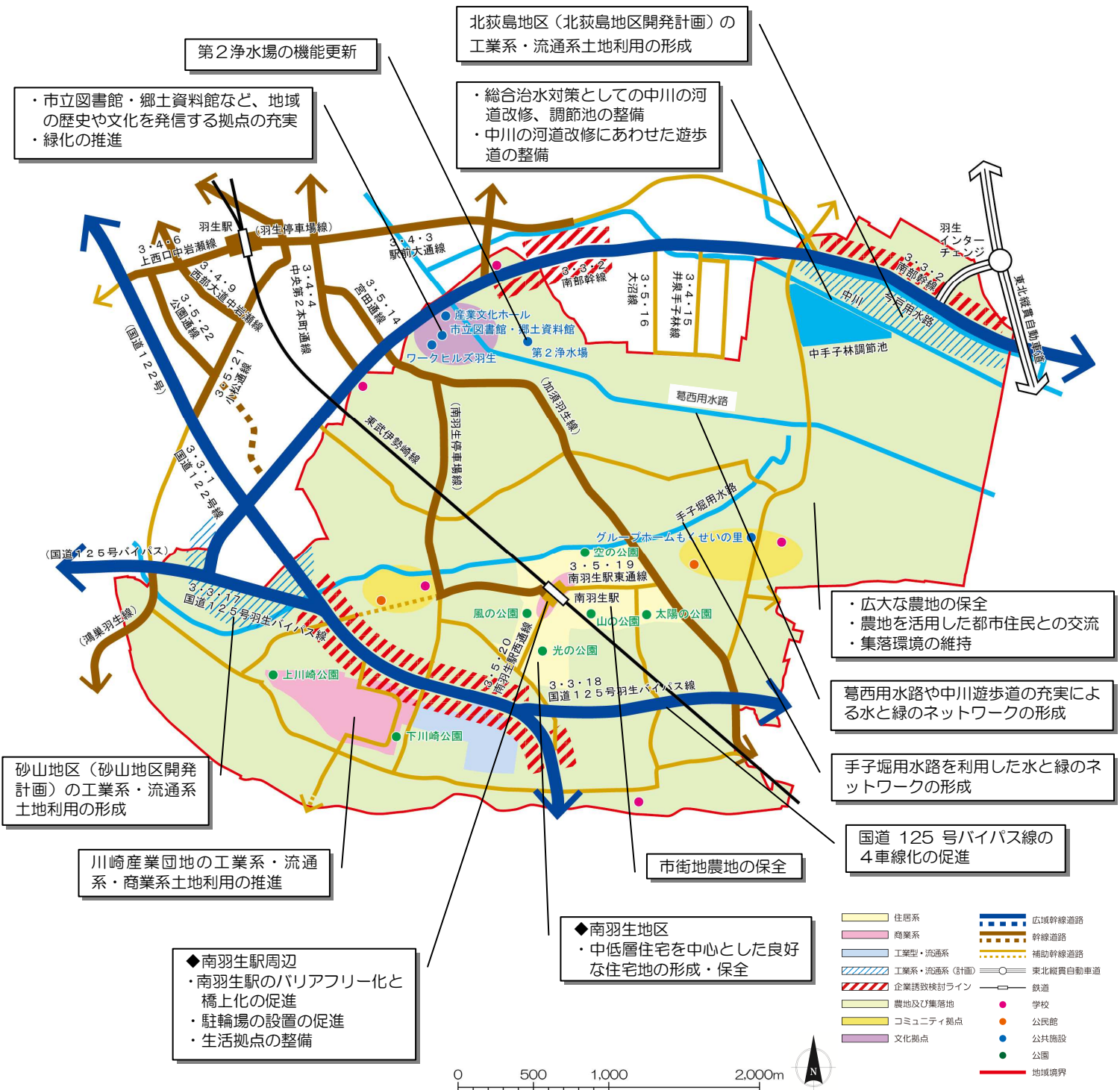
南部幹線及び国道 122 号沿道の工業・流通拠点の形成・充実

◆良好な住環境を備えるまち

南羽生地区の地区計画による良好な住環境の形成・保全、及び川崎産業団地周辺の集落環境保全

◆豊かな地域資源を活かしたまち

農地、屋敷林、河川・水路など



V. 計画推進方策

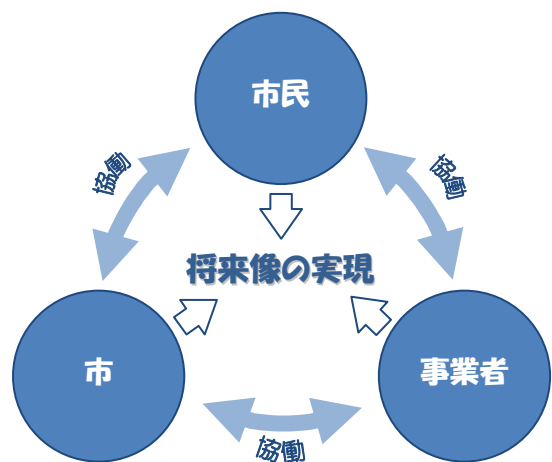
【羽生市まちづくり自治基本条例】

本市では、市民、議会及び市が相互に理解し、協力し明るく豊かで活力に満ちたまちを実現することを目標に、「羽生市まちづくり自治基本条例」を策定し、市民自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利や責務、議会及び市の役割や責務、そして参画及び協働の仕組みに関する基本事項を定めています。

【まちづくり推進体制の構築】

都市計画マスタープランで掲げた将来像を実現するためには、まちづくり自治基本条例を踏まえ、市民・事業者・行政が連携してまちづくりを進めていく必要があります。次に示す体制の構築に努めます。

- ・ 庁内体制の充実
- ・ 市民参加を推進するための仕組みづくり
- ・ 広域的な連携・協力体制の強化
- ・ 効率的な事業推進



【各種都市計画制度の活用】

各地域のまちづくりの将来像を実現するためには、土地利用に関する事項、都市施設に関する事項、市街地開発事業に関する事項等の各種事業や施策の実施検討を行い、必要に応じて都市計画の決定や変更を行う必要があります。

【都市計画マスタープランの進行管理】

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを進めるためには、適時適切な進行管理が必要です。

都市計画マスタープランの目標年次は 20 年後の平成 44 年としており、長期的な視点からまちづくりの方針を示しています。今後 20 年の間には、様々な社会情勢の変化や市民ニーズの変化、総合振興計画をはじめとした上位計画の見直しや関係法令制度の新設・改正が予想されることから、これらに適切に対応していく必要があります。

そのため、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）のPDCAサイクルによる進行管理を行うこととし、上位計画である「総合振興計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの策定状況や都市計画基礎調査の結果等を踏まえながら、適宜、都市の将来像とその実現に向けた方向性を確認するとともに、必要に応じてプランの適切な見直しを行います。